

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
質問及び回答（基本協定書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書（案）		1	2条	2項						当事者の義務	「横浜市PFI事業選定委員会の要望事項並びに市の要望事項を尊重」とありますが、入札説明書(P27)に「事業契約の締結にあたり、軽微な事項を除き入札価格及び入札説明書等は変更できない。」とあることから、入札価格及び事業者提案の範囲内で要望事項を尊重すると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	基本協定書（案）		1	2条	2項						当事者の義務	”横浜市PFI事業審査委員会・市の要望事項を尊重する”とありますが、選定グループが入札の際に提案した内容の範囲内に限定されると理解してよいでしょうか。（提案していない項目について、基本協定の際に要望された事項を反映することは困難だと考えます。）	提案に関する事項に限定されると御理解ください。
3	基本協定書		1	2条	2項						要望事項	選定グループは、PFI事業審査委員会の要望事項並びに市の要望事項を尊重するとありますが、審査会並びに市の要望事項は、入札説明書等で示された事業範囲を超えるものはないとの理解で宜しいでしょうか。 また、上記要望事項がいつ提示されるのか確認させてください。	第1文については御理解のとおりですが、2番の質問回答にも留意してください。第2文については、審査結果のとりまとめ後に示される予定です。
4	基本協定書（案）		1	2条	2項						当事者の意義	「横浜市PFI事業審査委員会の要望事項並びに市要望事項を尊重する」とありますが、事業者の提案内容や要求水準を逸脱するものについては、実現性を協議のうえ決定し、増加費用が生じる場合は、費用負担について市の負担との理解でよろしいでしょうか。	No1の回答を参照ください。
5	基本協定書（案）		1	2条	3項						当事者の義務	「選定グループは、（中略）事業予定者への出資者を募り（後略）」とありますが、基本協定締結の時点で、新たにSPCへの出資者を追加することが可能と理解してよろしいでしょうか。	市の承諾を得た場合は可能です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
質問及び回答（基本協定書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	基本協定書(案)		1	2条	3項						当事者の義務	事業予定者への出資者は、選定グループが入札の際に提案した内容が原則だと理解しますが、新たに出資者を募る義務があるのでしょうか。また、必要であれば、基本協定の際に、新たに出資者を追加してよいのでしょうか。	特に新たに出資者を募る義務はありません。出資者の追加は、市の承諾を得た場合は、差し支えありません。
7	基本協定書(案)		1	3条							事業予定者の設立	第3条には 2項がありません。3項は2項の誤りと考えてよろしいでしようか。	訂正いたします。
8	基本協定書		1	3条							誤記	構成員は、市と事業予定者との間…とありますが、2の誤りと思われますので訂正願います。	No7の回答を参照ください。
9	基本協定書(案)		2	4条							株式の譲渡	金融機関から資金調達を行う場合は、当該金融機関のためにSPC株式に担保権を設定する場合は、貴市の承諾を得られるとの理解でよろしいでしようか。	設定される担保権の内容等について市と金融機関の協議が整ったときは承諾します。
10	基本協定書		2	5条	2項						各業務委託	事業予定者は、市と事業契約締結後、速やかに各業務を委託し、請負わせるとありますが、管理運営業務の契約等は、実際の業務開始まで時間があることから、事業契約締結後即契約を締結する必要はないとの理解で宜しいでしようか。また、当該契約書案の写しを市に提出するとありますが、当該契約書の写しの理解で宜しいでしようか。	第1文については、第5条2項に定めるとおりです。第2項については御理解のとおりです。「案」を削除します。
11	基本協定書		2	5条	2項						誤記	当該契約書案の写しを市に提出するとありますが、当該契約書の写しの誤りと思われますので訂正願います。	No10の回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
質問及び回答（基本協定書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
12	基本協定書		3	7条	1項						誤記	選定グループ又は事業予定者は、事業契約締結前に準備行為ができるとされ、市はこれに協力するとあります。市は選定グループだけでなく事業予定者に対しても協力すると理解しております。誤記と思われますので訂正願います。	御理解のとおりですが、修正の必要まではありません。
13	基本協定書(案)		3	7条	3項						準備行為	利用先における自治体との協議・承諾の内容は、選定グループが提案した燃料化物の利用方法とそれに対する承諾と理解してよいでしょうか。また、事業契約締結時に、横浜市殿に対し、協議・承諾を証するもの書面等の提示は必要でしょうか。	利用先における自治体の承諾を証する書類の写しを提出してください。
14	基本協定書		3	7条	3項						準備行為	燃料化物の有効利用先における自治体の関係法令等の規制状況を市に提示して、燃料化物の利用先における自治体の承諾を得るとありますが、事業契約締結までに自治体の書面による承諾書を市へ提示する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	No13の回答を参照してください。
15	基本協定書(案)		3	8条							事業契約の不締結	構成員又は協力会社を補充する場合、落選した他のグループの構成員又は協力会社を補充することができるでしょうか。	基本的にはできません。
16	基本協定書(案)		4	9条							事業契約不調の場合の処理	「事業予定者が故意に事業契約を締結しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。	事業予定者が意図的に事業契約への署名捺印を遅延、留保、拒絶等する場合です。
17	基本協定書(案)		4	9条	2項						事業契約不調の場合の処理、第11条1項(解除)	事業契約不調の場合、落札価格の100分の10に相当する金額を上限とした違約金を選定グループに請求できる旨記載がありますが、当該違約金は事業契約不調の場合に市が被る直接損害に応じて請求額が違約金として請求されるとの理解でよろしいでしょうか。仮に、一律落札価格の100分の10という金額である場合、非常に過度な負担を強いる金額であると認識しております。負担軽減の検討(3%ないし5%が適当と思料いたします。)をお願いいたします。	基本協定書案のとおりとします。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
質問及び回答（基本協定書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
18	基本協定書		4	9条	2項						違約金	記載の理由により事業契約の締結に至らなかつた場合、市は違約金を請求できるものとされ、事業者は連帶して違約金を支払うとありますが、負担の仕方は事業者の裁量と理解して宜しいでしょうか。	民間事業者側の内部負担については、民間事業者側で決定してください。
19	基本協定書（案）		5	12条							秘密保持	法令、条例に基づく第三者開示請求に対し事前に市と選定グループ間にて事前に相手方に通知が実施できるよう「…この限りではない。なお、条例または法令に基づき第三者に秘密情報を開示するときは、開示内容について事前に相手方に通知し協議するものとする。」追記をご検討頂けますでしょうか。	追記しません。法令や条例に基づく開示請求の場合、当該法令や条例の規定に従うことになりますが、事業者の競争上不利益になる内容には留意し公開します。
20	基本協定書（案）		5	12条							秘密保持	秘密保持の例外として、「市が議会に開示する場合」「市が横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき開示する場合」となっていますが、情報開示する場合は事業者に対して、事前に開示する内容を連絡・確認するなどをしていただくようお願いします。	No19的回答を参照ください。
21	基本協定書（案）		3	7条	3項						準備行為	「別紙3において燃料化物の有効利用業務を担当する～利用先における地域の自治体と協議しその承諾を得なければならない。」とありますが、横浜市殿にて使用する場合、放射性物質を含む燃料化物も横浜市環境創造局環境保全部殿の許可を得られるとの理解でよろしいでしょうか。	放射性物質の濃度等について、国の判断基準を勘案し判断することとなります。
22	基本協定書（案）		3	7条	3項						準備行為	「別紙3において燃料化物の有効利用業務を担当する・・・利用先における地域の自治体と協議しその承諾を得なければならない。」とありますが、横浜市内にて使用する場合、放射性物質を含む燃料化物について当該規制部門の許可を得られるとの理解してよろしいでしょうか。	No21的回答を参照ください。